

学校番号 (48)
 学校名 福岡市立原北中学校
 校長名 福崎 浩信
 (生徒指導担当者 前田 範幸)

令和 2 年度 原北中学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修や生徒指導委員会の実施，および教育相談アンケートやいじめアンケートを定期的実施し，いじめ等の早期発見・解決に努める。また，年度当初に学校いじめ防止基本方針の提案と共通理解，8 月に学校いじめ防止対策委員会の取組確認と改善を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは，どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと，児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように，「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として，以下の 5 つのポイントをあげる。

- (1) いじめを生まない土壌づくりを推進する。
- (2) 生徒の変化を敏感に察知し，問題を軽視することなく，迅速かつ組織的に対応する。
- (3) いじめ防止等のための教職員研修を実施する。
- (4) いじめ防止等のための組織を機能させる。
- (5) 教育委員会や関係機関との連携を図る。

<原北中いじめゼロ宣言>

いじめ見逃しゼロ作戦
 ～ いじめにつながる言動を しません させません ゆるしません ～

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。
 - 共同的な活動を通して，生徒自らが「絆づくり」をするために，教職員が「場づくり」を行う。
 - 生徒が安心できる自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
 - 月に 1 回「いじめに特化したアンケート（記名，学期中に 1 回は無記名）」を実施するとともに，「教育相談アンケート」を学期に 1 回実施する。
 - Q-U アンケート等を実施し，結果を分析し，実態に応じた支援を行う。特に，Q-U における要支援群の生徒には，校内支援委員会で検討し，組織的な支援を行う。
 - 「学校いじめ防止対策委員会」を月 1 回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を維持する。
 - 児童生徒が主体となって，いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち，いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

○保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図るとともに、校区内ネットワーク会議や学校サポーター会議、学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・即対応（いじめの兆候を見逃さない取組等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を擁護する。
- (2) いじめ問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教委作成）の活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめ、加害児童生徒への対応も含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害生徒をはじめ、被害生徒の保護者や加害生徒・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用及び毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。
- (6) 被害生徒の権利・利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (7) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。
- (8) 加害生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、加害生徒が抱える問題の解決を図る。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、学校基本方針の共通理解を図り、教育委員会と連携し、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し、教職員が自らの対応を振り返るような機会を設ける。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において情報を組織的に共有し、校内支援委員会で支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取組のPDCAサイクル等について）

- (1) 学校基本方針作成の際に、保護者や地域の方々の要望や生徒の意見を取り入れ、地域や生徒を巻き込んだものとする。
- (2) 学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (3) 学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法 第22条関係）

(1) 組織の名称・役割

○名称 原北中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・ いじめの相談・通報の窓口。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有。
- ・ 学校における、いじめであるかどうかの判断。
- ・ 関係生徒への事実関係の聴取、組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等。

(2) 組織の構成（別添資料1参照）

校長，教頭，生徒指導主事（生徒指導係），教育相談コーディネーター，教育相談係，SC，SSW，青少年育成連絡協議会委員，学校サポーター

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法 第28条関係）

(1) 組織の名称と役割

○名称 原北中学校いじめ防止対策委員会

○役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係生徒及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

校長，教頭，生徒指導主事（生徒指導係），教員相談コーディネーター，教育相談係，SC，SSW，青少年育成連絡協議会委員，学校サポーター

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・Aを記入）

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等	チェ ック
4	学校いじめ防止基本方針作成	D	校内いじめ防止対策委員会 学校いじめ防止基本方針作成 家庭訪問	P D
5	いじめ調査アンケート（記名）	D	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問 学校警察連絡協議会	D D
6	いじめゼロ取組月間	D	教育相談	D

	教育相談アンケート Q-Uアンケート 情報モラル講演会(保護者含)	D D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
7	生活習慣定着度調査 いじめ調査アンケート(無記名)	D D	校内いじめ防止対策委員会 青少年育成連絡協議会 原北中いじめ防止対策委員会	D D	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修(Q-U事例検討会) 夏季研修(いじめの早期発見) ・1学期の取組の反省 ・2学期の取組の確認	CA D C AP	
9	いじめ調査アンケート(記名) いじめゼロ実現プロジェクト	D D	校内いじめ防止対策委員会	D	
10	いじめ調査アンケート(無記名)	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	教育相談アンケート	D	教育相談 校内いじめ防止対策委員会 総合的な学習の時間	D D DC	
12	いじめ調査アンケート(記名)	D	校内いじめ防止対策委員会 原北中いじめ防止対策委員会	D	
1	いじめ調査アンケート(無記名)	D D	校内いじめ防止対策委員会 ・2学期の取組の反省 ・3学期の取組の確認	D C A	
2	教育相談アンケート	D	教育相談 校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	D D D	
3	いじめ調査アンケート(記名)	D	校内いじめ防止対策委員会 原北中いじめ防止対策委員会 ・今年度の取組の反省 ・来年度の取組の確認 青少年育成連絡協議会	D C C A C	